

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局

(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

シーズン到来 引っ越しトラブルにご注意!

進学や就職などで新生活を迎える人も多い春。この時期になると、引っ越しに伴う消費者トラブルがたびたび起きることから、国民生活センターでは注意を呼び掛けています。

【相談事例と問題点】

- ・引越事業者が養生せずに荷物を運び出したため、廊下や階段のクロス、床やドアに多数の傷が入った。⇒引っ越し後に傷や故障に気付いても、それが引っ越しに起因するものと特定しづらい。
- ・見積り時、エアコンの脱着作業に関する当日費用や高所作業に伴う追加費用の説明がなく、引っ越し当日になって請求された。⇒見積りの時点では、追加料金など契約内容の確認や理解が十分にできないことがある。
- ・オンライン上で見積りを取り契約したが、荷物がトラックに乗り切らず積み残された。⇒オンライン見積りでは、荷物量などの詳細な情報を全て把握して引越事業者伝えることが難しい。
- ・複数の引越事業者から見積りを取った際、段ボールを置いていった事業者がいた。その事業者と契約しなかったところ、段ボールをこちらの費用負担で返送するよう言われた。⇒段ボールは、引越事業者がサービスで置いていったものと勘違いすることがある。



【消費者へのアドバイス】

- ・傷や故障のトラブルに備えて引っ越し前後の状況を写真等で記録しておく。
- ・引越事業者から渡される約款や見積書等の関係書類をしっかりと読み、疑問点や不明な点は必ず事前に確認する。
- ・見積りの際には、荷物の量やサイズ、搬入経路などを正確に伝える。
- ・契約締結前に段ボール等の資材の提供を受ける際は、その取扱条件を確認する。
- ・時間に余裕を持って複数の引越事業者から見積りを取る。



消費者トラブルで困ったときは 苫小牧市消費者センターへ

住所：苫小牧市若草町3-3-8 市民活動センター3階

受付：平日8時45分～17時15分

第2・第4金曜日は、20時00分まで（夜間は予約制）

電話：33-6510又は局番なし188



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました

令和8年3月19日（木）、市民活動センターにおいて苫小牧市消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました。会議では、令和7年度の活動報告の後、令和8年度の取組について協議しました。令和8年度は、年金支給日に合わせた街頭啓発などの取組を継続するほか、**5月30日（土）にイオンモール苫小牧において、消費者センター出張相談会を実施**する予定です。また、関係機関と積極的に情報交換しながら、連携を強化していくことが共有されました。今後も消費者被害の未然防止や早期解決のための活動を積極的に行っていきます。



自動通話録音機器を利用しませんか？



悪質商法・特殊詐欺被害の未然防止に役立つ「自動通話録音機器」の貸出しを募集します。

自動通話録音機器は、現在お使いの電話機に取り付けるだけで、警告音声流れ、その後自動で会話内容が録音されます。また、警告音声を聞いた相手が電話を切る効果も期待できます。後を絶たない悪質商法や特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、自動通話録音機器を使ってみませんか。

詳しくは市HPで↓

- 貸出対象 満70歳以上の高齢者の居住する世帯
- 募集期間 令和8年4月6日（月）～4月30日（木）
- 貸出期間 令和9年3月31日（水）まで
- 貸出回数 60台（1世帯につき1台。応募多数の場合抽選）
- 申込方法 申込書、身分証明書のコピーを直接持参又は郵送



〔お問合せ〕

苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当

住所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階

電話：32-6306

